

簡易裁判所の主な手続き

簡易裁判所は、裁判所の中で日常生活における紛争を取り扱う身近な裁判所として位置づけられており、全国各地に438庁（地方裁判所の約1.7倍）が設置されています。

簡易・迅速に紛争を解決できるように主に4つの手続きが用意されています。

◆ 通常訴訟手続

原則として140万円までの請求について、判決による**終局的な解決を図る手続**です。当事者間の折り合いがつけば、和解により解決される場合もあります。

◆ 少額訴訟手続

60万円までの金銭の請求に限り、**原則として1回の審理で終了する訴訟手続**です。分割払や支払猶予を認める判決がされる場合もあります。

◆ 民事調停手続

裁判官と民間から選ばれた2名以上の民事調停委員とで構成される調停委員会が、当事者双方の言い分を聴き、**話し合いによる解決を図る手続**です。

◆ 支払督促手続

金銭等の支払を求める請求について、裁判所へ出頭することなく、**書類の審査のみで迅速に解決を図る手続**です。



（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

